

仕様書

第1 件名

『祝！重要有形文化財「清瀬のうちおり」裂き織り体験』実施委託

第2 目的

清瀬には、江戸から昭和の戦前期まで養蚕が盛んであったことから屑まゆからとった絹糸や木綿糸など手持ちの材料を使った自家用の機織りの文化があった。こうした文化を受け継いで、清瀬市郷土博物館の開館翌年に「裂き織り講習会」を実施したのがきっかけで、「はたおり伝承の会」が発足した。しかし、国の重要文化財（以下、「重文指定」）に指定されるまでは「うちおり衣料」の認知度は低く、その伝統文化の価値を伝承できていなかった。

そこで、多摩地区では3件目の重文指定を受けたことを契機に、「裂き織り」を貴重な文化として継承し、この地域資源を観光資源としての活用を探るためのイベントと、モニターツアーを実施し、認知度向上や旅行者誘致に繋げてゆく。

なお、本事業は、はたおり伝承の会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年2月28日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVBという」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月	連携協議会の開催（以降随時実施、月1回程度）
9月～	イベント・モニターツアーの企画・広報
10月頃	イベント・モニターツアーの実施
11月頃～2月	効果の検証・次年度継続性の課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び清瀬市内関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、イベント・モニターツアーの実施等について検討会を開催すること。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 イベントの企画・実施

都民や外国人旅行者に対し重文指定を受けた「清瀬のうちおり」認知度を向上させるイベントを実施すること。

(1) 開催時期等

時期等 : 平成 29 年 10 月 17 日 (火) ~22 日 (日) の 6 日間を予定
午前 10 時~午後 3 時予定
会場 : 清瀬市「コミュニティプラザひまわり」
人数等 : 300 名程度の集客を想定

(2) 内容

機織りの奥深さを認識できるイベントを実施すること

① イベントは以下の内容に加え、追加の企画も提案すること

ア 裂き織り体験

・はたおり体験コースター作り、きんちゃく作りなど、旅行者に訴求できるよう体験教室を実施すること

イ 展示即売会

・企画提案者制作のタペストリー展示、活動報告、映像放映等「清瀬のうちおり」を広く魅力的に PR できるよう展示を実施すること
・即売会を併設し実施すること。即売会のための団体を招聘し、収入は本事業会計と切り離すこと。

② 外国人対応のため案内や通訳対策

③ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

④ 英語対応が可能なスタッフ等を準備し、外国人もイベントを楽しめるようにすること。

⑤ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。

3 モニターツアーの企画・実施

貸切バスを利用し、上記イベントへの参加、清瀬のベジフラワー体験をテーマとしたモニターツアーを実施する。

なお、ツアー実施に際しては以下の点に留意すること。

① 実施は、平成 29 年 10 月 18 日 (水)、21 日 (土)、22 日 (日) の 3 回を想定。また、参加人数は各回 18 名 合計 54 名を想定。

② コースは 上記イベントを絡め、清瀬の他の魅力 (野菜の収穫体験、明治薬科大学の薬用植物園や名薬資料館等) を併せて訴求できるようなツアーを実施すること。

③ 外国人も参加することを考慮し、英語等の案内・説明を行うこと。

④ モニターツアーの実施に当たっては、モニターツアー参加者を補償する傷害保険等に加入すること。

⑤ ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の 3 分の 1 (千円未満端数は、原則、切上) の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

4 イベント・モニターツアーの広報PR

契約期間を通じて、本地域の魅力を継続的に発信するとともに、ポスター、チラシ、ウェブサイト等を作成するとともに、SNS等も活用し、広くイベントの周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、外国人旅行者も意識し、必要な多言語化を行うものとしイベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

5 イベント・モニターツアーの効果及び事業継続性の検証

イベント・モニターツアー参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び連携協議会にフィードバックすること。

6 「祝！重要有形文化財「清瀬のうちおり」裂き織り体験」のツールブック（仮）」の作成

5における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2016の印刷物における水準1を満たすこと。

7 報告書類の提出

受託者は、1から6の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については都と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、

事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 5 | 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者はTCVBであるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVBの調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成29年8月から平成30年2月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者とTCVBは双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面をTCVBに提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京都の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京都の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者はTCVBと十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団地域振興部事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
電話（直通）03-5579-2682